

令和 年度 給与所得等に係る 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 <small>（所得金額調整控除後）</small>	主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	課税標準	総所得③	
	その他の所得計							山林所得	
		総所得金額①						分離短期譲渡	
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤						分離長期譲渡	
	医療費	配偶者						株式等の譲渡	
	社会保険料	配偶者特別	控	老	扶養親族該当区分	本人該当区分		上場株式等の配当等	
	小規模企業共済	扶 養	特	同	16歳未満	その他	特	先物取引	
	生命保険料	基 礎	配	定	老	人	同		
地震保険料	所得控除合計②								
(摘要) 定額減税残：〇〇〇〇円 定額減税 町：〇〇〇〇円、県：〇〇〇〇円									

定額減税による税額控除額及び定額減税の残額が記載されています。

※定額減税の残額（控除しきれない額）がある方については、別途給付されます。対象の方には改めてご案内いたします。

町民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	税額控除前所得割額④	納 付 額
	税額控除額⑤	6月分
	所得割額⑥	7月分
県民税	均等割額⑦	8月分
	森林環境税額⑧	9月分
	特別徴収税額⑨	10月分
	控除不足額⑩	11月分
	既充当・既委託納付額⑪	12月分
	既納付額⑫	1月分
	差引納付額⑨-⑫、⑬	2月分
変更前税額⑬	3月分	
増減額⑨-⑬	4月分	
変 更 月	月 5月分	

町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏 名	指定番号
住 所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町長に対して専任請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の専任請求に係る最決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消の訴えは、前記の専任請求に対する最決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①専任請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても最決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他最決をしないことにつき正当な理由があるときは、最決を経ないでも処分取消の訴えを提起することができます。

問い合わせ先 身延町役場 税務課課税担当 電話 0556-42-4803